

## 地方独立行政法人制度の概要

### 1 目的等

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人である。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

### 2 対象業務

- (1) 試験研究
- (2) 大学等の設置・管理
- (3) 公営企業に相当する事業の経営(水道、鉄道、病院等)
- (4) 社会福祉事業の経営
- (5) その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

### 3 法人の区分

- ・ 特定地方独立行政法人 役職員に地方公務員の身分を与える法人（業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人、又は業務の中立性・公正性を特に確保する必要がある法人）
  - ・ 一般地方独立行政法人 特定地方独立行政法人以外
- ※ 本県の地方独立行政法人は、いずれも一般地方独立行政法人

### 4 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣(※)又は都道府県知事が認可。

※ 公立大学法人については、併せて文部科学大臣の認可が必要

### 5 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継

### 6 役職員の身分等

- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任
- ・ 設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について、適切に手当

## 7 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様に「目標⇒実施⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・ 中期目標（6年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める
  - ・ 中期計画（6年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可
  - ・ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出
  - ・ 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出
  - ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表
  - ・ 設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告
  - ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し
- } いずれも公表

## 8 財務及び会計

- ・ 原則として企業会計原則による
- ・ 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認
- ・ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能

## 9 財源措置等

- ・ 法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる
- ・ 設立団体からの長期借入金を除き長期借入金及び債券発行をすることはできない
- ・ 法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要
- ・ 重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要

## 10 その他

- ・ 設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与
- ・ 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う